

<出勤許可の目安>

1. 発熱や風邪症状のある者

- ◆発熱時やかぜ症状がある時は、出勤せず休養する。
- ◆出勤許可の目安は、次の 1)および 2)の両方の条件を満たすこと
 - 1) 発症後に少なくとも **8 日が経過**している
 - 2) **薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも 72 時間が経過**している

*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤、解熱剤には、総合感冒薬だけではなく頭痛薬や生理痛の痛み止め（イブ、ロキソニン、バファリン、カロナール、他）なども解熱効果のある成分が含まれるので対象となる。

**咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

-8 日が経過している:発症日を 0 日として 8 日間のこと

-3 日が経過している:解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと
- ◆保健室に相談・報告する際は、**体調報告項目**に沿った内容で、「**体調チェック表**」用紙をカメラで撮って添付すること。
- ◆受診して、診断名が明らかに新型コロナに無関係な場合(例:膀胱炎、扁桃炎等)は、出勤して良いか主治医の意見に従い、上長及び保健室に報告し、上長に出勤許可について確認する。

2. 新型コロナウイルス感染者

- ◆出勤許可の目安は、次の 1)および 2)の両方の条件を満たすこと
 - 1) 発症後に少なくとも **10 日が経過**している
 - 2) **薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも 72 時間が経過**している

*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など
- ◆症状が中等度以上だった場合や入院していた場合は、体力の低下などが懸念されるので、主治医と相談のうえ登校すること。
- ◆**復帰後、初日の出勤時は、保健室で体調を確認してから、事務室に向かうこと。**復帰後1週間程度は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離 2m程度に保つなどの感染予防対策を徹底し、体調不良を認める際には出勤はしないこと。

-保健室の開室時間 08:45-

 - ①体温測定(腋下体温計)
 - ②内服薬の有無、かぜ症状(咳、鼻汁、痰、咽頭痛、頭痛、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障害、その他)の有無をチェック
 - ③療養中に記録した「体調チェック表」の提出と確認
- ◆保健所等からの「行動制限解除」の勧告書・療養証明書等があれば、コピーを提出

3. 濃厚接触者

- ◆「患者(確定例)」の感染可能期間の**最終曝露日から 14 日間**の健康観察と出勤禁止
- ◆**復帰後、初日の出勤時は、保健室で体調を確認してから、事務室に向かうこと。**

4. 同居するご家族等に発熱やかぜ症状がある場合

ご家族が診断を受け治癒するまで、また、PCR検査を実施した場合は結果が出るまで、出勤せず在宅勤務または休暇に切り替えてください。